

清掃・警備業務委託に係る低入札価格調査制度の調査基準価格の設定について

設計金額が1,000万円以上の清掃及び警備業務について、総合評価一般競争入札を実施する場合は、低入札価格調査制度を適用します。

低入札価格調査制度とは、競争入札において、落札候補者の入札価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合、その価格で契約内容に適合した履行がされるかどうかを調査し、落札者を決定する制度で、発注しようとする契約ごとに低入札価格調査の基準となる基準価格（以下、「調査基準価格」という。）を設定し、入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した額が、調査基準価格に満たない場合に低入札価格調査を行います。

調査基準価格については、予定価格の9.2/10から7.5/10までの範囲内で設定することとされています。調査基準価格の算定についての「計算式」は下記のとおりですので、設定の際の参考としてください。

調査基準価格：Q

消費税及び地方消費税の税率:A （※ Aは小数値であり、百分率(%)ではありません。）

○ 調査基準価格の算定

$$Q=(\text{直接業務費}+\text{業務管理費}\times 0.3+\text{一般管理費等}\times 0.3)\times(1+A)$$

但し、直接業務費＝直接人件費＋直接物品費

※この計算式で算定される調査基準価格Qは、予定価格の7.5/10から9.2/10の範囲で定めることとする。

※上記の考え方により算定された金額が予定価格の7.5/10を下回る時は7.5/10、9.2/10を上回る時は9.2/10とする。調査基準価格算出の際の端数処理については、 $Q/(1+A)$ 値の万円未満を切り捨てるものとするが、その額が予定価格/ $(1+A)$ の7.5/10を下回る場合は、7.5/10以上となるように $Q/(1+A)$ 値の万円未満を切り上げるものとする。

《費目の内容》

直接人件費：業務に直接従事する従業員が当該業務を行うため、その労働力を消費することによって発生する費用。

直接物品費：業務に直接従事する従業員が当該業務を行うのに必要な物品を消費することによって発生する費用。

業務管理費：業務を実施するうえで、受注者が現場業務を管理運営するために必要な直接業務費（直接人件費＋直接物品費）以外の費用。

一般管理費等：受注者が企業を維持管理していくために必要な直接業務費及び業務管理費以外の費用で一般管理費（営業費を含む）及び営業利益。